

山口県スポーツ協会 スポーツトレーナーバンクについて

R8.4

1 名 称 「公益財団法人山口県スポーツ協会 スポーツトレーナーバンク」

2 事務局 やまぐちスポーツ医・科学サポートセンター
(山口市滝町1-1 山口県政資料館2階)

3 目 的

- ・本県で活動するスポーツ従事者の競技力向上に向けた医・科学サポート体制（人的基盤）を確立する。
(国民スポーツ大会（以下、国スポ）中国ブロック大会・本大会でのサポートなど)
- ・広く県民に対するスポーツ外傷・障害の予防教育・啓発に貢献し、生涯にわたるスポーツライフの構築に寄与する。
- ・県内で活動するスポーツトレーナー相互の交流を図り、各種研修等を通してトレーナーの資質向上を図る。

4 登録条件（以下のいずれかの条件を満たすこと）

- ① 日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー（以下、JSP0-AT）資格を有する者
- ② 医療系国家資格を有する者
- ③ トレーナーとしての活動実績があり、県競技団体または山口県アスレティックトレーナー協議会（以下、AT 協議会）からの推薦を有する者
- ④ 民間療法またはトレーニング・コーチング系の資格を有しており、トレーナー活動に興味がある者
- ⑤ 高等教育機関に在学中で、医療系および健康スポーツ系の学科を専攻し、トレーナー活動に興味がある者

5 登録・更新

- ・登 録：（公財）山口県スポーツ協会が開催する「スポーツトレーナー研修会」を受講した後、「登録申込書」をやまぐちスポーツ医・科学サポートセンターに提出する。なお且つ「4 登録条件③」に該当する者は県競技団体またはAT 協議会からの「スポーツトレーナーバンク登録推薦書」を提出する。以上の提出された書類を基に、やまぐちスポーツ医・科学サポートセンターで確認を行い、登録の可否を決定する。

- ・更新：2年ごとの更新とし、ポイント制とする。5ポイント以上を取得することで更新可とする。更新時期に「登録更新申請書」をやまぐちスポーツ医・科学サポートセンターに提出する。

※詳細は補足資料参照

6 登録区分

① 派遣トレーナー

- ・本協会からの派遣・紹介が可能
 - ・派遣・紹介先：1 国スポ帯同 2 単独チーム活動 3 大会救護活動
 - ・派遣トレーナーリストに掲載（任意） ※競技団体へ送付・本協会ホームページにて公開
 - ・認定条件（以下のすべての項目を満たすこと）
 - 1) 当該年度内に本協会が主催したスポーツトレーナー研修会（実技：現地講習）を受講済みであること
 - 2) BLS（一次救命）認定証または修了証（当該年度時点で有効なもの）を保有していること
 - 3) アンチ・ドーピング教育（本協会主催研修またはWEBによるデジタルラーニング等）を受講済みであること
- ※[派遣・紹介先 3 大会救護活動]希望者は上記に加え、
- 4) 当該年度内に山口県AT協議会主催「スポーツ現場における救急法」（実技：現地講習）を受講済みであること または、JSP0-AT 養成講習会受講済みもしくは受講中の者

② 一般トレーナー

- ・トレーナーバンク登録者リストに掲載（任意） ※本協会ホームページにて公開
- ・派遣トレーナーのアシスタントとして活動可能
- ・派遣トレーナー認定条件を満たせば、随時、派遣トレーナーとして活動可能

③ 学生トレーナー（「4 登録条件⑤」に該当する者）

- ・派遣トレーナーのアシスタントとして活動可能
- ・在学中に派遣トレーナー認定条件を満たせば、卒業後、派遣トレーナーとして活動可能

※初回登録時は、一般トレーナーまたは学生トレーナーとする。

※登録区分の変更は更新年に関わらず、随時可とする。

7 その他

- ・JSP0-AT 養成講習会新規受講者の推薦は、山口県スポーツ協会スポーツトレーナーバンク登録者で、なお且つ県競技団体またはAT協議会の推薦を受けた者から選考をする。

スポーツトレーナーバンクの登録・更新について (補足資料)

やまぐちスポーツ医・科学サポートセンター

○更新制度について

- ・期間：2年に1回とする
- ・条件：ポイント制とする 2年間で5ポイント以上の取得で更新可とする
※更新年の前年に新規登録した場合は、2ポイント以上で更新可

【研修受講・トレーナー活動ポイント表】

トレーナー活動の内容	ポイント
① 山口県スポーツ協会が主催するスポーツトレーナー研修会（現地講習：座学・実技）への参加 ※派遣トレーナー：上記のうち、実技の現地受講を必須とする	3
② 山口県スポーツ協会が主催するスポーツトレーナー研修会（オンライン）への参加	2
③ JSP0-AT 連絡会議、都道府県ブロック会議、都道府県 AT 協議会が主催する研修会への参加 ^{*1} ※大会救護活動希望者：上記のうち、山口県 AT 協議会主催研修会「スポーツ現場における救急法」の受講を必須とする。	2
④ 中国ブロック大会・国民スポーツ大会のトレーナー帯同	2
⑤ トレーナー紹介事業（単独チーム・大会救護）での活動	2
⑥ 山口県スポーツ協会が主催するアスリートサポート講習会への参加（フィジカル・女性支援）	1
⑦ BLS（一次救命処置）講習会の受講 ^{*2} （①での開催を除く）	1
⑧ アンチ・ドーピング教育の受講（WEB によるデジタルラーニング等） ^{*2} （①での開催を除く）	1

*1 参加証明書類（ネームカードや受講費の領収証等）の写しを提出すること

*2 認定証または修了証の写しを提出すること

研修会・講習会およびトレーナー活動は1回の参加につき各ポイントの取得が可能

山口県スポーツ協会以外が主催する研修会・講習会については、各自で開催日程を確認の上、参加すること

○更新時期について

- ・更新は2年ごとに実施する（更新年：R8 年度、R10 年度、以後2年ごと）

更新手続き：R8 年 3 月末

R10 年 3 月末

R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
-------	-------	-------	-------	--------

R6・7 年度登録

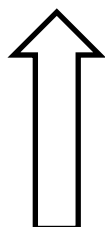
R8・9 年度登録

○トレーナーバンク登録区分略図

【派遣トレーナー】

国スポ帯同・単独チーム活動・大会救護

※派遣トレーナーリスト掲載（任意） 競技団体・本協会 HP に公開



派遣トレーナー認定条件（以下のすべての項目を満たすこと）

- 1 実技研修受講（本協会主催：コンディショニング・トレーニング等）
- 2 BLS 認定証または修了証保有
- 3 アンチ・ドーピング教育受講
- 4 実技研修受講（山口県 AT 協議会主催：救急法）※大会救護活動希望者

【一般トレーナー】

派遣トレーナーのアシスタント活動

※トレーナーバンク登録者リスト掲載（任意） 本協会 HP に公開

【学生トレーナー】

派遣トレーナーのアシスタント活動

※学生のうちに派遣トレーナー認定条件を満たせば、卒業時には派遣トレーナーとして活動可